

広
報

さむかわ 5

No.712
May
2019



インターネットラジオ 「Radio Sam Sweet」 スタート



問 NPO法人湘南さむかわラジオ
(町商工会内スタジオ)
☎090(4962)4720



Radio Sam Sweetは、4月から本放送を開始した町民の皆さんによる地域に密着したラジオ放送です。

防災、防犯の情報からイベント情報まで幅広いテーマで音楽とともに放送しています。

放送時間 平日 午前10時～午後3時

※スマートフォン・パソコンなどから聴くことができます。

聴き方やタイムテーブルなど詳しくは、▶
ホームページをご覧ください。
<https://sam-sweet.com/>



パーソナリティー 今井さん(左) 小川さん(右)

目次

CONTENTS

P2 今月のTopics 今月の表紙 2

P3-7 特集 自分の家を考える

P8-14 Close UP! さむかわ

改元に伴い町からの文書の表記が変わります	8	令和元年度の自治会長が決まりました	10	健口のヒント	13
金融犯罪による詐欺にご注意を!	8	4月1日付 町職員(課長級以上)	11	国民年金付加保険料制度をご存じですか	14
自殺対策計画推進協議会の委員を募集します	8	人事異動	11	工業統計調査と経済センサス	14
「町民と町が協働するまちづくり」について	9	町職員を募集します	11	-基礎調査を実施します	14
身近な生活に係る相談を受け付けています	9	さがえ全国俳句大会	12	5月12日は民生委員・児童委員の日	14
	9	中小企業支援制度	13	です	14
	9	地域の活性化や勤労者に対する支援制度	13	第13回 寒川を築いた人たち	14
		本棚のだ〜なくん	13		

P15 さむかわReport

P16-21 information

P22-23 5月のカレンダー

寒川町家族防災会議の日	22
不用物品の有効利用	22
コミュニティバス平均乗車人数	22
人口と世帯	23

P24 Instagram Samukawaii GALLERY

今月の表紙

桜咲くさむかわ中央公園で、お花見中の親子の様子です。「見てごらん」とお母さんがやさしく微笑みかけ、お子さんが桜を指さした瞬間を撮影しました。撮影した4月のさむかわ中央公園はお花見に訪れた多くの人でにぎわっていました。

あなたにとって「家」はどんな存在ですか。

自分の家を考える

家は一生のものとされますが、
年数によって家も年を重ねていきます。
家も自分と同じように大切にメンテナンスを
していかなければなりません。

「あなたにとって「家」はどんな存在ですか。」
そう問いかけられてあなたはなんと答えますか。

家族、自分を守るもの、落ち着く場所…
そんな存在の家を見つめなおしてみませんか。

自分の家を
考える

耐震化

地震が多い日本にとって、家の耐震化は命を守るために欠かせません。また、沿道の家屋が倒壊すると、避難路を確保できなくなる危険も伴います。

特に建築基準法が改正された昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築工事に着手した木造住宅は、大規模地震発生の際に被害が集中するといわれています。今後、予想される大地震に対して命を守るためには、家の現状を知り、場合によっては耐震改修を行うことが有効です。

「家の改修になるとお金がかかるし、不安だわ」

「まず、どうしたらいいのかわからない」という方もいるかと思いますが。

町では、耐震診断と耐震改修工事について費用の一部を補助しています。

3つのステップで家について改めて考えてみましょう。

まずは相談から！

STEP 1

無料耐震相談

町では専門の相談員による無料耐震相談を行っています。

無料耐震相談では、図面を用いて数値化し、地震に強い建物かどうかを調べます。

日時 毎月第3水曜日
持ち物 建築確認通知書、建物の平面図、印鑑
申し込み 予約制(5人先着順)のため、都市計画課へ直接

STEP 2

木造住宅 耐震診断

耐震診断では実際に建築士が建物の中に入り、柱や基礎等を調査します。診断を行うことで地震に対しての強さや建物を安全にする耐震改修費用を知ることができます。

対象

- ・昭和56年5月31日以前に建築した
- ・地上2階建て以下である
- ・木造住宅(在来軸組工法)である
- ・町内に自ら所有し居住する住宅である
- ・町が実施する無料耐震相談を受けた人(総合評価1.0未満の場合)

補助額 診断費用の2分の1(上限5万円)
※費用としては、約10万円です。

STEP 3

木造住宅耐震改修工事

耐震改修工事では、地震に対する安全性を高めるための補強工事を行います。耐震診断を受けた結果、耐震補強の必要があると判断された建物は、補助の対象となります。

補助額 設計や工事費用の2分の1(上限50万円)

※費用としては、家の規模や構造等によってさまざまですが、約100万円～150万円で工事を行った例が多いです。

危険ブロック塀等 防災工事事業補助金

町では、安心安全なまちづくりを進めるため、道路に面したブロック塀等の撤去または撤去するとともに安全な工作物等を設置する工事に対して、費用の一部を補助します。詳細は都市計画課までお問い合わせください。

補助額

工事費の2分の1(上限30万円)

対象者

- ・危険ブロック塀等および危険ブロック塀が附属する個人住宅の所有者
- ・町税の滞納がない人

※法人が所有する戸建て住宅、店舗等住宅以外の用途を兼ねるものおよび賃貸住宅は対象外となります。

対象の条件

- ・コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造された塀または門柱
- ・道路面またはその土地の敷地面からの高さが1メートル以上のもの(ブロック塀等が擁壁の上に築造されている場合にあっては、道路面からの高さが1メートル以上で、かつ、そのブロック塀等の高さが0.6メートル以上のもの)
- ・延長が1メートル以上のもの

申請方法

事前に都市計画課に相談の上、申請書類等を直接同課に提出

※申請は令和元年5月中旬より受付開始予定です。事前の相談は受け付けております。

危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止するため、次の点検項目を用いて、ご自宅のブロック塀等の安全点検を行いましょう。

家の耐震化と同じく大切なのが、家の敷地にある塀の安全確保です。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする震度6弱の地震では、塀の倒壊により尊い命が失われました。また、倒壊したブロック塀等は、道路を塞ぎ避難や救助活動の妨げにもなります。

自分の家
を考える

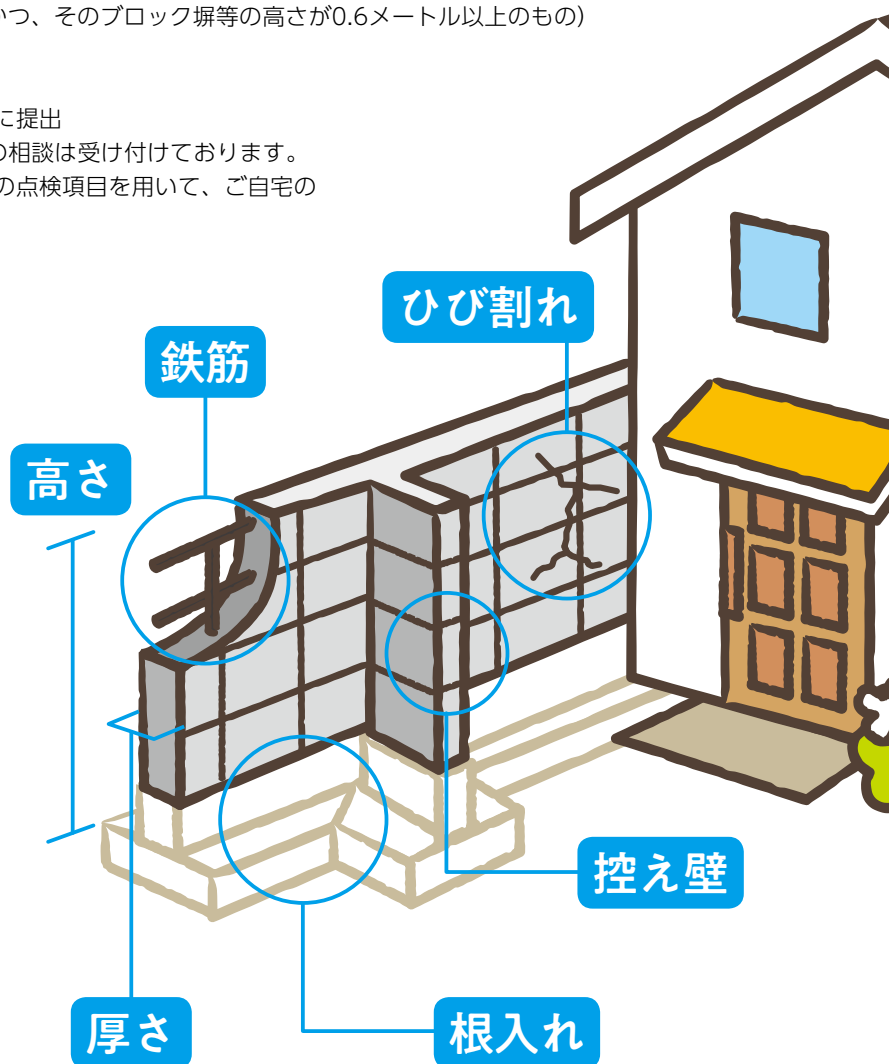
ブロック塀等 の安全点検

ブロック塀の点検項目

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか。
(専門家に相談しましょう)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の点検項目

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。
(専門家に相談しましょう)



安全点検の結果、危険性が確認された場合には、速やかに付近を通行する人への注意表示を行うとともに、補修・撤去を行ってください。不適合や不明な点がある場合には、都市計画課または(一社)神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎・寒川支部 ☎0467(87)5225 (事務局・(株)湘南トール工房内)に相談してください。

自分の家を
考える

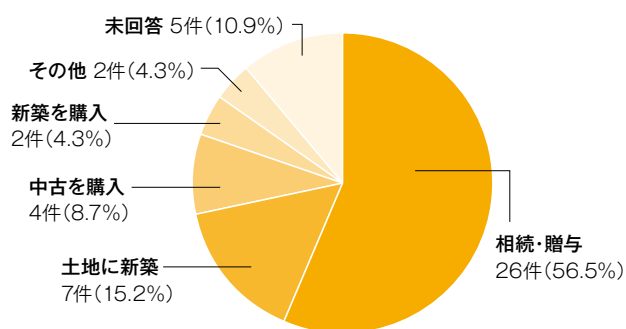
空き家

近年、適切に管理されていない住宅、いわゆる「空き家」が増加しています。テレビのニュースや新聞で、「空き家問題」というフレーズを、一度は聞いたことがあるかもしれません。

放置された空き家は、倒壊や火災といった危険性があるほか、雑草の繁茂や害虫の発生による公衆衛生の悪化により、近隣住民に被害を与えてしまう可能性もあります。自分自身や家族が所有する大切な家が、将来「空き家」となって放置されることがないよう管理方法などを事前に家族で話し合っておきましょう。

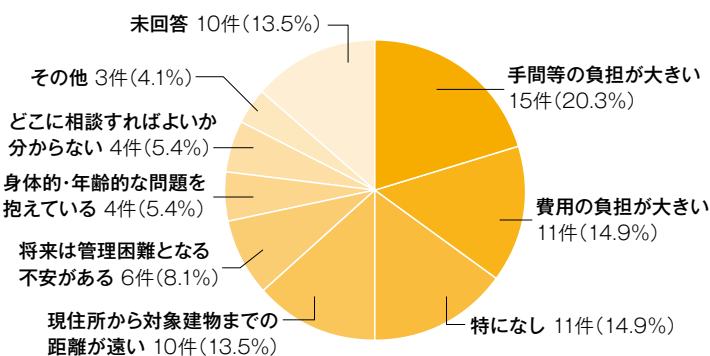
町では、平成30年度に町内全域で空き家の実態調査を行い、町内に約145戸の空き家と思われる住宅があることを確認しました。近隣の市町村に比べると町の空き家は少ない状況ですが、全国的に人口減少が始まっている現在の社会情勢を考えると、今後は増加が予想されます。

空き家となった建物を取得したきっかけ



建物を所得したきっかけの5割以上が相続・贈与によるもので、空き家となった理由の5割以上が居住者の死亡や転居に伴うものでした。

維持管理で困っていること



空き家を引き継いだ人が行うこととなる維持管理については、「手間等の負担が大きい」「費用の負担が大きい」等、悩みの声が聞かれました。

空き家にしないために…

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者には適切な管理が求められます。

町の良好な住環境を維持するため、「空き家にしないための対策」をいくつかのポイントに絞って確認しておきましょう。

1 家族で事前に話し合おう

持ち家がある人の多くは、将来、自分の家の子に引き継いでほしいと思っているかもしれませんが、しかし、子が既に別の場所で新しい家庭を築き生活を送っている場合は、両親の家に移り住むことが難しいことも多いようです。

自分の家を将来誰が継ぐのか、どう管理するのか、もしくは売却してもよいのかなどを家族で話し合い、大切な家を良き資産として引き継げるよう準備しておきましょう。

2 遺言書を書いておこう

遺言書に書かれた内容は、法定相続より優先されます。家族で話し合った結果などを遺言書に残し、相続関係を明確にしておきましょう。

きちんとした相続手続をせずに何世代も放置してしまうと、一つの建物の相続人が数十人、数百人に及ぶこともあるため、管理や賃貸、売却などの話がまとまりづらくなってしまう可能性があります。



3 専門家に相談しよう

相続手続には、名義変更や相続税、相続人の決定など、解決しなければならぬ問題がたくさんあります。それぞれの悩みに合わせて、弁護士や司法書士、行政書士などの専門家に相談しましょう。

「こういう悩みは誰に相談すればよいかわからない」と感じたら、まずはお気軽に町都市計画課までご相談ください。



4 施設に入る場合は、近所に伝えよう

入院や施設入所などで長期間家を空ける場合は、家族に管理を依頼し、そのことを近所や自治会の方に連絡しておきましょう。緊急の場合に備え、できれば本人や家族の連絡先を伝えておくことも大切です。

空き家になった後の管理を家族などに依頼できない場合は、民間の管理サービス会社に委託することもできます。



空き家管理のポイント

家は人が住まなくなると急激に老朽化が進みます。室内外を定期的に点検しましょう。

- ▼庭木・雑草の手入れ
- ▼動物の棲みつき、害虫発生の有無
- ▼雨漏り・カビ・床の状況の確認
- ▼設備機能の確認
- ▼ポストの整理
- ▼室内の簡易清掃
- ▼屋根・軒裏・外壁などの点検
- ▼通風・換気
- ▼施錠の確認



家に関する支援制度

その他にも

町住宅リフォーム等建築工事推進助成金

対象 次のいずれにも該当する人

- ▼町内に住所を有し、助成を受ける住宅に居住している(新築の場合は完成後に居住する)
- ▼助成を受ける住宅の居住者全員に町税等の滞納がない
- ▼助成を受ける工事が、介護保険住宅改修費の支給、住宅設備改善費の助成等による補助を受けていない

対象住宅 町内にある住宅(新築の場合は町内に建築する住宅。店舗、事務所、賃貸として併用している場合は、申請者が居住している部分に限る)

助成額 建築工事費(税抜き)の5%(上限6万円)の金額に相当する町共通商品券を交付

△注意事項▽

- ▼工事着工前の申請が必要です
- ▼交付見込額が予算に達した時点で受け付けを終了します

町個人住宅取得奨励金

勤労者福祉の向上、定住促進、町内

労働力の確保、地域経済の活性化を目的に、町内の新築または中古住宅の購入に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。

対象 次のいずれにも該当する人

- ▼延べ床面積60平方メートル以上の自らが居住する住宅を購入している
- ▼事業所等に勤務し、賃金が支払われている
- ▼申請時、購入した新築または中古住宅に居住している
- ▼購入した新築または中古住宅の所有者として登記している

購入した新築または中古住宅の居住者全員に町税等の滞納がない

町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の補助を受けていない
交付額 新築、中古、建て替え一律5万円を町共通商品券で交付

△注意事項▽

- ▼住宅の所有者として登記事項証明書に記載された日から6カ月以内に申請してください。

■問い合わせ先

産業振興課 ☎内線764
商工労政担当 FAX(74)2833

※専門家への相談をご希望の場合は9ページ下段の「相談一覧表」をご覧ください。